

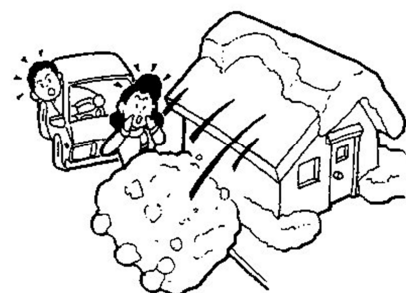
# 旭川市からのお願い

## 屋根からの落雪事故防止について

毎年、屋根からの落雪による事故が多く起きています。

特に、道路上への落雪は、歩行者の人命に関わる事故につながるおそれがあるほか、交通障害や除排雪作業の支障となり、地域の方々の生活にも大きな影響を及ぼすことがあります。

事故の未然防止と冬期間の円滑な交通や歩行者の安全を確保するため、次のことに注意して、落雪防止にご協力をお願いします。



### 1 雪止め等の設置

屋根の雪を含め敷地内の雪は、自己敷地内で処理することが原則です。自己敷地外、特に道路上に落雪するような建物には、丈夫な雪止めや雪止めフェンスの設置など、落雪防止の対策を講じましょう。既に雪止め等を設置している場合であっても、定期的に点検を行い、破損や腐食等を発見した場合は早急に修繕しましょう。

なお、雪止めを設置した場合は、雪の重みによる建物の倒壊を防止するため、適宜、雪下ろしを行いましょう。



### 2 早めの雪下ろし

気温が上昇しマイナス3℃からプラス3℃になると落雪しやすい状態になりますので、天気予報などを確認し早めに雪下ろしを行いましょう。

また、雪下ろしをする際は、落下防止のために命綱等を着用するなどの安全対策を行い、歩行者等に十分注意して、複数人で行いましょう。



### 3 道路に落雪した場合は・・・

早急に事故がないか、特に生き埋めになっている人がいないかを確認してから、歩行者等の通行の支障にならないように速やかに除排雪を行いましょう。

また、事故の確認や除排雪作業は、さらなる落雪の危険性がないことを確認してから行いましょう。



### 4 その他の注意点

- ※ 高い建物の屋上、壁、窓枠、突出看板等からの落雪は、少量でも大きな被害となる危険性がありますので、雪庇や付着した氷雪はこまめに取り除きましょう。
- ※ 玄関などの出入口や非常口は常に除雪し、万一の際の避難に支障のないようにしましょう。
- ※ 落雪による事故の危険性が高い場合には、緊急措置として落雪注意の表示や危険な場所をロープ等で囲うなど、歩行者等に注意を促し、早急に雪下ろしの手配をしましょう。
- ※ 敷地内の雪は道路に出さないようにしましょう。

◇お問い合わせ 〒070-8525

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

旭川市役所（建築部 建築指導課）

電話 0166-25-8597

